				規則第九条第四項
			規則第九条第三項	
		規則第九条第一項第二号		
	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			
		本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項		令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合
写真なし身分証明書等	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚することにより、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合	扶養親族等であって、知覚することにより、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
写真なし公的書類				
国税等の領収証書等				
国税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものでは、提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「法人に係る国税等の領収証書等」という。）及び社員証等				
官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの				
本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの				
自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）				
還付された個人番号カード又は還付された通知カード				

			規則第九条第五項第四号
		規則第十条第一号	
	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法		
		規則第十条第二号	
代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること			
代理人に係る署名用電子証明書及び当該電子署名により確認される代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること（公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名検証者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）			
代理人に係る国税手続電子証明書及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）			
代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）			
代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子証明書並びに当該電子証明書により確認される当該提供に係る情報の送信を受けた当該個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）			
個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法			